

漁船損害補償法の規定による加入区として指定されたとみなされたもの（昭和36年岩手県告示第50号）の一部を次のように改正する。

平成21年12月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
加入区の名称	加入区の区域	加入区の名称	加入区の区域
[略]	[略]	[略]	[略]
<u>大沢加入区</u>	<u>下閉伊郡山田町大沢一円</u>	<u>三陸やまだ加入区</u>	<u>下閉伊郡山田町船越第18地割から第23地割まで、織笠、境田町、川向町、中央町、八幡町、後楽町、飯岡、長崎、北浜町、山田及び大沢の区域</u>
<u>織笠加入区</u>	<u>下閉伊郡山田町織笠一円</u>	船越湾加入区	[略]
船越湾加入区	[略]	宮古加入区	[略]
<u>大浦加入区</u>	<u>下閉伊郡山田町船越第18地割から第23地割までの区域</u>	[略]	[略]
<u>山田湾加入区</u>	<u>下閉伊郡山田町のうち船越、織笠及び大沢を除いた区域</u>		
宮古加入区	[略]		
[略]	[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。